

令和5年度

茨木市立畑田小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめについては「どの学校でも、どの子にも起こりうる」ものであることを十分認識し、本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

いじめの定義

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」＜いじめ防止対策推進法＞

学校教育目標

○自分と向き合う（自己）○仲間とともに協力し、認め合う（協調）○挑戦し続けて未来を切り拓く（挑戦）

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（1）いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ問題に対しては、事象の発生を学校教育全体の課題として受け止め、被害を受けた児童生徒の人権を守ることを基本に、集団の人権意識を高める指導が必要である。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるようにすることを旨としてなければならない。

さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することをめざして行う。

（2）いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

（学校及び教職員の責務）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、吹田子ども家庭センターや所轄警察署等をはじめとする関係外部機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための基本となる事項

(1) いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

＜構成員＞ チーフ 校長

教頭、生徒指導コラボレーター、首席、生活指導担当、養護教諭、

(支援教育コーディネーター、関係教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)

＜活動＞

- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ事案への対応
- ・いじめについての校内研修の設定
- ・各取組の確認と検証

＜開催＞

- ・月1回生活指導部会を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめ防止のための取組み

① 学校におけるいじめの防止

児童生徒の豊かな情操と人権感覚及び道徳心を培い、心の通う対人交流の能力素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、本校の全ての教育活動を通じた人権教育・道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ア 絆づくり、居場所作り、集団作りの取組み推進

イ わかる授業づくりの推進により、自己有用感や自己肯定感を育む

ウ 障がいのある児童生徒、外国につながる児童生徒、性的マイノリティの児童生徒、震災等で避難している児童生徒など、学校として特に配慮が必要な児童生徒をはじめすべての児童生徒にとって安心・安全な学校作りの推進

エ 規範意識の醸成（道徳教育の推進）

オ 児童会・生徒会活動の活性化、体験活動の充実

カ いじめ撲滅テーマソング「一人じゃないよ」及びいじめ予防リーフレット（市教委作成）の活用

キ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童生徒への情報モラル教育
- ・犯罪被害防止教室の実施
- ・保護者への啓発

② いじめの早期発見のための措置

ア 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

- ・児童対象 生活アンケートの実施（年3回 6月、11月、2月）
- ・必要に応じて個人面談の実施
- ・教育相談週間の設定（年2回）

イ いじめ相談体制の整備

- ・児童、保護者の相談体制の整備（窓口：生活指導コラボレーター）
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ・学校以外の相談窓口の周知

ウ 教職員による観察や情報交換

- ・いじめのサインをチェックシートで観察
- ・複数回職員朝会で児童の情報交流（児童交流朝会）

- ・人権支援部、生活指導部等の定例会で児童の情報交流

エ 地域との連携

- ・PTA や地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制の構築
- ・学校運営協議会開催（年3回 7月、12月、3月）

オ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童への情報モラル教育
- ・保護者への啓発

③ いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策会議を開き、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。とりわけ、障がいのある児童等へのいじめが生起した場合には、特段の配慮をもって対処する。

＜組織的な対応＞

- ・いじめ対策委員会が中心になり、速やかに指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

＜いじめを受けた児童・いじめを行った児童及び保護者への支援＞

- ・いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- ・寄り添える体制を構築し、状況に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門家の協力を得る。
- ・落ち着いて学習できる環境を整備する。
- ・児童、保護者に確実な事実関係を伝える。
- ・保護者への支援・助言を行いながら、保護者と連携を図り問題の解決にあたる。
- ・いじめの状況に応じて一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導を行う。
- ・いじめを受けた児童・保護者が、いじめを行った児童との関係改善を望む場合には、教職員や保護者等が同席の下、関係修復を図る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折に触れ状況を保護者等へ伝えるとともに、必要な支援を行う。

ウ 速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。

エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

④ 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。

エ 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

⑤ いじめの研修

いじめ防止等のための対策に関する全ての教職員の共通理解を図るとともに、教職員のいじめ対応能力の向上のための研修を年に複数回実施する。

⑥ 学校教育自己診断における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校教育自己診断の項目に位置づけ、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの未然防止・早期発見の取組に関すること。

イ いじめの再発防止の取組に関すること。

● (別添) 資料1 「いじめの防止等に関する年間計画」

● (別添) 資料2 「いじめ事案発生時の対応フローチャート」

令和5年度 いじめの防止等に関する年間計画						
	学校		児童	保護者	地域・その他	
4月	いじめ対策委員会 定例会	校内研修「学校いじめ防止基本方針」の周知 新旧学年引き継ぎ会	「畑田 Eight ルール」の周知 学級学年目標の設定	参観・懇談		
5月		児童実態交流会 (集団づくり交流会)		家庭訪問 (任意) PTA 総会	生指協担当者会 教育相談担当者会 保幼小中交流会	
6月		いじめアンケート①実施 生活アンケート①実施		個人懇談	保幼小中合同研修	
7月				引渡し訓練 人権講演会	学校運営協議会 生指協担当者会	
8月		校内研修 (いじめ、人権)		ふるさと祭り		
9月					生指協担当者会	
10月		学校教育自己診断				教育相談担当者会
			人権作品取組			
11月			高槻支援学校交流会			
		いじめアンケート②実施 生活アンケート②実施		土曜参観	生指協担当者会	
12月		集団づくり交流会		個人懇談	学校運営協議会 いじめ不登校 シンポジウム	
1月			子ども人権フォーラム		教育相談担当者会	
2月		いじめアンケート③実施生活アンケート③実施		参観・懇談	生指協担当者会	
3月		人間関係図作成 総括・次年度への引継ぎ		PTA 総会	学校運営協議会 保幼小交流会 引き継ぎ会 (西中)	

※各学年のカリキュラムに応じて、年1回人権参観を実施。

```

graph TD
    A[いじめ発生] --> B[本人からの訴え  
保護者からの訴え  
児童からの連絡  
いじめ調査より  
教師が発見]
    B --> C[校長  
教頭  
首席  
養護教諭  
生活指導担当  
対象児童に関わる学年団  
各学年1名ずつ]
    C --> D[いじめ対策委員会]
    D --> E[受けた教師が直ちに管理職への報告  
事実関係を把握し、記録する。]
    E --> F[*関係児童全員から事情聴取し、事実確認]
    F --> G[*いじめ報告書の記入]
    G --> H[*今後の対応について協議・共通理解・方針決定]
    H --> I[(1) 謝罪の場を持つ前に  
①両者（被害児童・保護者・加害児童・保護者）に把握した「事実」について共通理解を得る。  
②学校の方針について、理解と協力を求める。]
    I --> J[(2) 加害者側（児童・保護者）から被害者側（児童・保護）への謝罪  
①学校から経過報告（挨拶は管理職）  
②加害者児童及び保護者から謝罪  
③被害者児童及び保護者の気持ち  
④学校のまとめ（原則として管理職）  
⑤担任と関係児童（被害・加害）と今後のことについて懇談（気持ちを聞く）]
    J --> K[*全教職員への共通理解]
  
```

いじめ発生

本人からの訴え
保護者からの訴え
児童からの連絡
いじめ調査より
教師が発見

校長
教頭
首席
養護教諭
生活指導担当
対象児童に関わる学年団
各学年1名ずつ

いじめ対策委員会

受けた教師が直ちに管理職への報告
事実関係を把握し、記録する。

*関係児童全員から事情聴取し、事実確認

①いつ ②どこで ③誰が誰に
④何をされたか（したか）
※時系列で把握する

*いじめ報告書の記入

①担任・学年団が内容をまとめ、記入する。
②生活指導コラボレーターに提出
③生活指導コラボレーターが内容確認
④管理職が内容確認
⑤市教委に提出
※記録したものは、校長室に保管する

*今後の対応について協議・共通理解・方針決定

①事情聴取した内容の事実についての共通理解
②加害指導から被害児童への謝罪の持ち方
③被害児童及び保護者への対応
④関係クラス（学年）への指導

（１）謝罪の場を持つ前に

①両者（被害児童・保護者・加害児童・保護者）に把握した「事実」について共通理解を得る。
②学校の方針について、理解と協力を求める。

（２）加害者側（児童・保護者）から被害者側（児童・保護）への謝罪

①学校から経過報告（挨拶は管理職）
②加害者児童及び保護者から謝罪
③被害者児童及び保護者の気持ち
④学校のまとめ（原則として管理職）
⑤担任と関係児童（被害・加害）と今後のことについて懇談（気持ちを聞く）

***全教職員への共通理解**

①「いじめ」についての事実確認と経過報告を大切に
② 毅然とした態度で対応
③「いじめ」を許さない集団づくり